

5 高齢者活用促進措置の内容および支給対象経費

	高齢者活用促進措置の内容	支給対象経費
(1) 新分野への 進出等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 新分野への進出(現在営んでいる事業とは別の業種に進出し、高齢者の知識・経験等を活かした職場または職務の創出を行うこと) ◎ 職場または職務の再設計(既存の職場または職務について分析し、高齢者に向く作業を切り出すこと等により、職場または職務の創出を行うこと) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 計画策定経費 ② 許認可等手続経費 ③ 職務分析、機械設備の購入、改修工事経費 ④ 高齢者に対する講習経費 ⑤ 事務所、機械設備の賃借料 ⑥ コンサルタントとの相談経費 ⑦ その他必要と認められる経費
(2) 機械設備の 導入等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 機械設備の導入・改善(主に指先、視覚、筋力等身体的機能を使う作業について、作業補助具その他機械設備の導入等により、その機能の低下を補完し、作業負担の軽減を図ること等により、高齢者の職業能力を十分発揮できるようにするものをいう。) ◎ 作業方法の改善(主に判断力、注意力等を要する作業について、作業指示の平易化等作業方法の改善により、判断力、注意力等の低下を補完し、作業における安全を確保すること等により、高齢者の職業能力を十分発揮できるようにするものをいう。) ◎ 作業環境の改善(照明、室温、湿度等の作業環境の改善により、作業効率を高めるとともに、作業負担の軽減を図ること等により、高齢者の職業能力を十分発揮できるようにするものをいう。) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 作業手順書の作成、機械設備の購入、改修工事等に要した経費 ② 高齢者に対する講習経費 ③ 機械設備の賃借料 ④ コンサルタントとの相談経費 ⑤ その他就労の機会の拡大のために必要と認められる経費
(3) 雇用管理 制度の 導入等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 高齢者に係る賃金・人事処遇制度の導入・改善 ◎ 労働時間制度(短時間勤務制度、隔日勤務制度等)の導入 ◎ 高齢者向けの専門職制度の導入 ◎ 新たな職場または職務において必要となる、研修システム・職業能力開発プログラムの開発・導入 	<ul style="list-style-type: none"> ① 専門家への委託費・コンサルタントとの相談経費 ② ソフトウェア開発、備品購入経費 ③ ソフトウェアまたは備品の賃借料 ④ その他就労の機会の拡大のために必要と認められる経費
(4) 健康管理 制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 労働協約または就業規則による高齢者に対する健康管理制(人間ドックまたは生活習慣病予防検診)の導入(受診費用の半額以上を事業主が負担すること) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 専門家への委託費・コンサルタントとの相談経費
(5) 定年の 引上げ等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 労働協約または就業規則による定年の引上げ、定年の定め廃止または雇用保険被保険者であって定年後も引き続いて雇用されることを希望する者全員を対象とする定年後継続雇用制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ① 専門家への委託費・コンサルタントとの相談経費 ② その他必要と認められる経費

【健康管理制度の導入による、みなし費用】

上記「(4)健康管理制度の導入」の措置の実施に要した経費(専門家委託費等)がある場合は、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に30万円の費用を要したものとみなします。

(注)当該措置の申請は、企業単位で1回限りとなります。

【66歳以上までの雇用制度の導入による、みなし費用】

上記(1)から(5)のいずれかの措置の実施に要した経費のある事業主が、労働協約または就業規則により、新たに次の(a)から(c)までの法定超(66歳以上)の雇用制度を導入した場合は、当該制度の導入に100万円の費用を要したものとみなします。

[上記「(5)定年の引上げ等」の措置のみの実施に要した経費のある事業主が法定超(66歳以上)の雇用制度を導入した場合、当該支給対象経費は、専門家委託費等の実費の額にかかわらず、100万円のみとなります。]

(a) 66歳以上への定年の引上げ

(b) 定年の定め廃止

(c) 65歳以上への定年の引上げおよび希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入

(注) 過去に中小企業定年引上げ等奨励金、継続雇用定着促進助成金(平成21年度以降支給決定分)、高齢者職域拡大等助成金、高齢者雇用モデル企業助成金、70歳定年引上げ等モデル企業助成金の支給を受けた事業主に対しては、適用しません。また、企業単位で1回限りとなります。